

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大などのさまざまな要因により、心身に障害のある人が年々増加傾向にあり、障害の重度化、重複化等により、障害者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病*、発達障害*、高次脳機能障害*といった様々な障害への対応が必要となっています。

国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約*が国連で採択されて以降、その批准に向けた以下の国内法の整備が急ピッチで進められてきました。

- ・ 障害者基本法*の改正（平成 23 年 8 月）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（平成 25 年 4 月）
- ・ 障害者差別解消法*の成立（平成 25 年 6 月）
- ・ 障害者雇用促進法*の改正（平成 25 年 6 月）

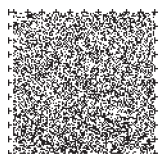
国内法の整備を背景として、障害者権利条約*は、平成 25 年 12 月の参議院本会議における条約批准の承認を経て、平成 26 年 1 月 20 日、批准書の提出に至り、我が国は正式に締結国となったところです。

その他にも、障害者虐待防止法*の施行（平成 24 年 10 月）、障害者優先調達推進法*の施行（平成 25 年 4 月）、精神保健福祉法*の改正（平成 25 年 6 月）など、障害者福祉に関する関係諸法令の整備も進められています。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、国においては、平成 25 年 9 月、障害者基本法*に基づく新たな第 3 次障害者基本計画*が閣議決定されたところであり、都道府県及び市町村においては、この計画を参考とした障害者基本計画*の改定が進められています。

国の新計画の基本理念では、障害者基本法*第 1 条に規定されるように、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会*の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとされており、その基本原則として、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調の 3 つを設けた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に展開することとされています。

また、これまで 10 年間であった計画期間は、制度変更や経済社会情勢の変化が激しいことから、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間とされました。



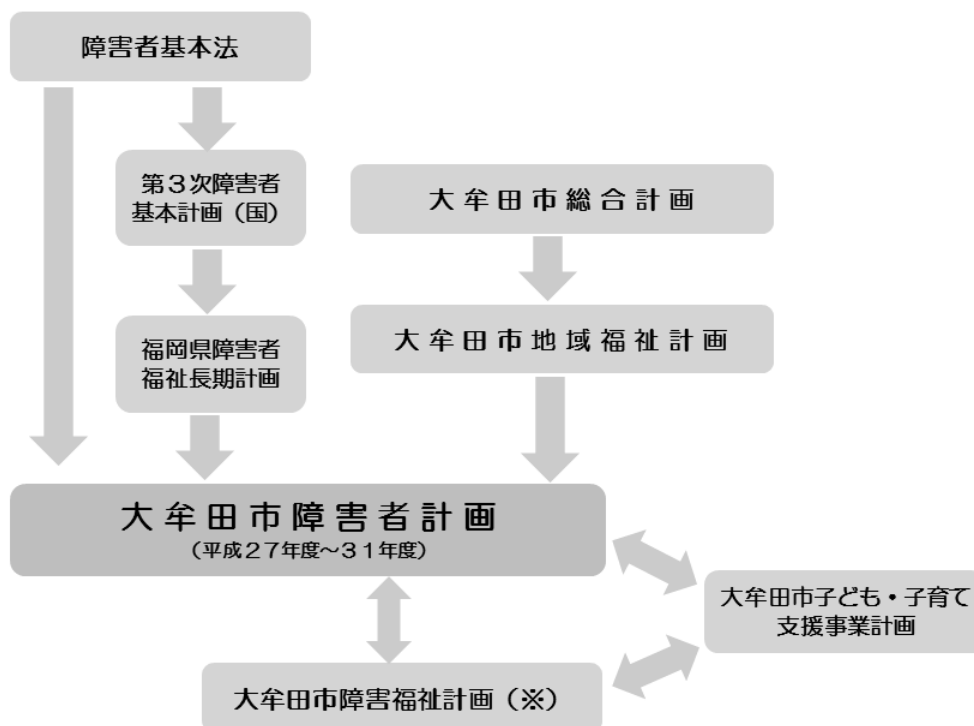
このような中、本市においては、平成 18 年 3 月に平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の計画期間として、「大牟田市障害者計画」を策定し、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション*社会の実現～」を基本理念として、各種障害福祉施策を推進してきました。

このたび、国の障害者基本計画*の策定を踏まえ、本市においても障害者基本法*に基づき、ノーマライゼーション*社会の実現に向けた取組みをさらに進めるため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間の障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の指針として大牟田市障害者計画（平成 27 年度～31 年度）を策定しました。

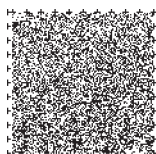
策定に当たっては、国の第 3 次障害者基本計画*及び県の障害者福祉長期計画（平成 26 年度策定）との整合を図った上で、障害者等へのニーズ調査等を実施し、地域の実情等を把握し、これらについて計画へ反映させました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法*に定める「市町村障害者計画」であり、国の「第 3 次障害者基本計画*」、「福岡県障害者福祉長期計画」との整合を図るとともに、「大牟田市総合計画」、「大牟田市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の個別計画とも連携しながら、本市における障害福祉施策推進のための指針とします。



(※) 障害者総合支援法*に定める 3 年間の計画期間とする市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス*等の必要量の見込み等を定めるもの



3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

平成 17年度	18年度	～	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画策定	← 大牟田市障害者計画 →							
			計画策定	← 大牟田市障害者計画(平成27年度～31年度) →				

※ 前大牟田市障害者計画の計画期間は平成 27 年度までとなっていますが、国の新たな基本計画が示されたことにより、それを踏まえて、前計画を 1 年短縮して平成 26 年度までとし、本計画の期間を平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とします。

4 計画策定体制

(1)大牟田市障害者計画推進委員会

障害者基本法*第 36 条第 4 項の規定に基づく合議制の機関であり、市町村が障害者計画を策定するに当たっては、当委員会の意見を聴かなければならないとされています。

当委員会の設置については、平成 25 年 12 月市議会で条例化し、平成 26 年 4 月 1 日付で設置しました（任期は 3 年間）。

委員は 15 人以内をもって組織し、①学識経験を有する者、②福祉、医療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者、③公募による市民、④関係行政機関の職員、⑤大牟田特別支援学校*の校長又は教諭で構成し、さまざまな意見をいただきながら本計画を策定しました。

(2)大牟田市障害者計画庁内委員会

庁内関係課の課長等で組織し、計画の策定及び推進に関する庁内の連携及び調整に関すること、その他計画の策定及び推進に関し必要な事項について検討しました。



5 市民参加

(1)大牟田市障害者計画推進委員会への公募委員の参画

大牟田市障害者計画推進委員会に公募による市民委員 2 名が参画しました。

(2)福祉に関するアンケート(ニーズ調査)の実施

以下の内容で実施し、結果を計画に反映しました。

①目的

障害者等の心身の状況や、その置かれている環境その他の事情など、障害者等の実態を把握した上で、これらの事情を勘案し、障害者計画及び障害福祉計画に反映させることを目的としました。

②対象者

障害当事者及び家族

※具体的には、身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の所持者（平成 26 年 3 月末現在の合計 10,028 人）の数の構成割合に比例して、2,000 人を抽出。

※平成 26 年 3 月末現在の各手帳の所持者数は、次のとおり。

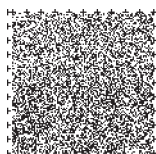
- ・身体障害者手帳*…7,856 人
- ・療育手帳*……………1,220 人
- ・精神障害者保健福祉手帳*…952 人

③実施期間

平成 26 年 8 月 11 日～8 月 26 日

④調査項目

- ・性別、年齢、家族などについて
- ・障害の状況について
- ・住まいや暮らしについて
- ・日中活動や就労について
- ・余暇活動や社会活動について
- ・保育や教育について
- ・障害福祉サービス*等の利用について
- ・相談相手について
- ・権利擁護*について
- ・災害時の避難等について
- ・行政の取組みについて



⑤回収状況

- ・有効回収数 858 件
- ・有効回収率 42.9%

(3)パブリックコメント*の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、市の公式ホームページに掲載するなどして「パブリックコメント*」を実施しました。

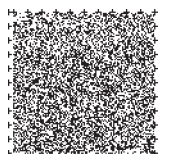
市民から寄せられた意見や思い等は、貴重な資料として計画策定に活用しました（パブリックコメント*の結果のまとめは、83 ページ～94 ページに掲載）。

①意見募集期間

平成 26 年 12 月 15 日～平成 27 年 1 月 14 日

②意見募集結果

提出者数 34 名、提出件数 117 件



6 大牟田市障害者計画(平成 18 年度～27 年度)の総括

(1)はじめに

平成 18 年 3 月、本市は障害者福祉施策の指針となる大牟田市障害者計画（計画期間：平成 18 年度～27 年度）を策定し、障害者福祉の推進に努めてきました。

障害者計画の推進に当たっては、10 年計画の全体を 1 期、2 期、3 期に分けて、それぞれに実施計画を策定し（第 1 期障害福祉計画：平成 18 年度～20 年度、第 2 期障害福祉計画：平成 21 年度～23 年度、第 3 期障害福祉計画：平成 24 年度～27 年度）、様々な取組みを進めてきました。

当初、計画期間は平成 27 年度までとしていましたが、平成 25 年 9 月に、国の新たな基本計画である第 3 次障害者基本計画*が示されたことから、計画期間を 1 年短縮して平成 26 年度までとしました。

平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間を計画期間とする大牟田市障害者計画(平成 27 年度～31 年度)の策定に当たり、前計画の総括を行いました。

(2)障害福祉計画に掲げる各事業の進捗状況

①具体的施策・事業

実施計画における具体的な取組項目として、第 1 期計画においては 101 事業、第 2 期計画においては 105 事業、第 3 期計画においては 115 事業を掲げ、各事業の推進を図ってきました。

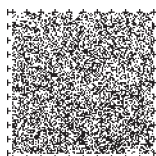
それらの進捗について、A（計画より進んでいる）、B（計画どおり進んでいる）、C（計画よりやや遅れている）、D（計画よりかなり遅れている）、E（実施していない）の 5 段階での評価を行いました。

5 段階評価を行った 22 年度実績と 25 年度実績を比較してみると、A・B 評価（計画より進んでいる、または計画どおり進んでいる。）の合計は、22 年度が 78.1%、25 年度が 91.3%となっており、13.2 ポイント上昇しています。

一方、C・D 評価（計画よりやや遅れている、または計画よりかなり遅れている）の合計は、22 年度が 20.5%、25 年度が 8.7%となっており、11.8 ポイント減少しています。

特に、D 評価（計画よりかなり遅れている）に限って見れば、22 年度に 1.9%（2 事業）だったものが、25 年度は 0%（0 事業）となっています。

また、E 評価（実施していない）については、22 年度に 1.4%（1.5 事業）だったものが、25 年度は 0%（0 事業）となっており、これらの結果から、概ね計画に沿った事業の展開が図られたものと考えています。



	22年度	25年度
A 計画より進んでいる	8 (7.6%)	7 (6.1%)
B 計画どおり進んでいる	74 (70.5%)	98 (85.2%)
C 計画よりやや遅れている	19.5 (18.6%)	10 (8.7%)
D 計画よりかなり遅れている	2 (1.9%)	0 (0%)
E 実施していない	1.5 (1.4%)	0 (0%)
合計	105 (100%)	115 (100%)

※1つの取組み（事業）で、評価項目（目標達成状況）が2項目ある場合は、1項目を0.5で計上。

②重点施策に係る事業（再掲）

特に、重点施策に係る16事業について、平成25年度の実績を見てみると、A・B評価となっているものが、移動支援事業や学童保育所養護児保育の充実などの14事業で、C評価となっているものが、ケアマネジメント*体制の整備、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の2事業となっています。

また、D・E評価は0事業となっています。

C評価となっているケアマネジメント*体制の整備においても、サービス等利用計画作成件数は着実に伸びてきており、これらの結果からも、概ね順調に事業の展開が図られているものと考えています。

(3)まとめ

平成18年3月に策定した大牟田市障害者計画は、計画の最終年度に当たる平成27年度の本市のありべき姿として、ノーマライゼーション*の理念のもとに、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち」を掲げ、各事業の推進を図ってきました。

前述した経年評価の結果などから分析すると、実施計画に掲げた各事業は、基本計画の理念に沿った形で、概ね計画どおり進捗したものと総括しています。

しかしながら、計画よりやや遅れている事業もあることから、本市が目指しているノーマライゼーション*の理念が実現したとまでは言えない状況です。

平成26年1月には障害者権利条約*が批准され、関連する国内法の整備も進む中で、我が国の障害福祉施策は新たな展開を迎えています。

このため本市では、それらの社会情勢を念頭に置いて、障害当事者の声を的確に捉えながら、ノーマライゼーション*社会の実現をさらに推進していきます。

